

中世東アジア海域における海民と交流

—— 濟州島を中心として ——

高橋公明

はじめに

(一) 以船為家

(二) 水賊

(三) 豆禿也只・鮑作干・頭無岳

(四) 全羅道・濟州島・北九州

おわりに

はじめに

近年、「倭寇世界」とか「環シナ海」という地域概念が歴史研究の中で市民権を得つつある。⁽¹⁾この状況をつくりだした契機は、間違いなく塚本学氏が発表された短いながらも印象的な文章にある。塚本氏は、日本国家史・日本民族史・日本列島上の人類社会史は別の概念とし、特に最後の立場からの歴史研究の必要性を強調された。それは、「日本国というものの一体性を無条件の前提とする」当時の研究の現狀に強い批判があったからと推定されるが、そのような前提を打ち破る地域概念のひとつとして「倭寇世界」が例示されたのである。⁽²⁾

塚本氏の文章が発表された一九八〇年から六年以上たった現在から見れば、歴史研究の現狀が大きく変わったことは誰の目にも明らかである。日本中世史の分野で、この変化の中心的存在が網野善彦氏であったことはたぶん確かであろう。網野氏は、きわめて短期間のうちに、塚本氏の言う人類社会史を基軸にすえた成果をつぎつぎと発表された。⁽³⁾網野氏の論点は多岐にわたり、かつ、ほとんどが問題提起として示されており、今後も広く批判的な検証にさらされることが予想される。しかし、人類社会史の視点からする歴史研究が、特に文献史学の分野で遅れているという指摘は正当であり、批判の余地はない。

また、塚本氏が例示したさまざまな地域概念に対して正面切って答えたのは村井章介氏である。村井氏が提示された地域概念を私なりに要約すれば、京都と鎌倉をそれぞれ中心とする世界が同心円狀に広がり、その地域からの影響を受けながらも、海民を主たる担い手とする独自の「環シナ海」・「環日本海」という地域が存在するという複合的なモデルである。⁽⁴⁾きわめて魅力的なモデルではあるが、試論として提示されたものであり、これもまた批判的な検討が必要であろう。

さて、ここで筆者の立場について述べておこう。塚本氏の言う「倭寇世界」、村井氏の「環シナ海」という地域概念は、直観的には成立するのではないかと推定している。しかし、その実在を確定するためには、その地域の具体相をさまざまな点から明らかにしなければならぬ。本稿はその準備作業であり、筆者個人にとっては、このような研究の出発点である。

準備作業としての本稿の目的は、『李朝実録』を主たる素材とし、その中から、倭人、朝鮮人を限らず、ある特定の海民を析出し、できるだけ彼等の生活形態を明らかにすることにある。その検討を通じて、従来あまり注目されることのなかった全羅道—済州島—西北九州の交流の重要性を浮びあがらせてみたい。

注

- (1) 象徴的な出来事は、『週刊朝日百科・日本の歴史』二五号の題が「海・環シナ海と環日本海」になったことである。
- (2) 塚本学「日本史は特異なのか・全体会の斉藤報告に関連して」(『歴史学研究月報』二四八号、一九八〇年)。
- (3) 一九八〇年以降に限っても、『日本中世の民衆像』(岩波新書、一九八〇年)から『異形の王権』(平凡社、一九八六年)まで多数ある。その中から一本だけ例示すれば、『日本論の視座』(『風土と文化』日本民俗文化大系1、小学館、一九八六年、所収)を挙げなければならぬ。ここで、網野氏は大量の文献を紹介し、かつ、これまで氏自身によって提示されてきた論点が総括されている。
- (4) 村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」(『思想』七三三、一九八五年)。

(一) 以船為家

『漢書』に「呉地、以船為家、以魚為食」と呉の海民についての記述がみられる。この「以船為家」に類する表現は、ある種の海民を示す慣用語として定着し、漢字文化圏に広まっていったと考えられる。ここでは、倭人の海民を対象として、「以船為家」に類する表現を用いた例を紹介し、史料から知りうる実態を確認する。

一三九五年、日本国回礼使崔龍蘇の帰国に際して、今川了俊は僧宗俱を使節として同行させるとともに、朝鮮人被虜五七〇余人を送還した。以下の引用文は、その時、了俊が朝鮮政府に宛てた書状の一節である。

蒙諭禁賊之事、罄力於一岐・対馬已久矣、海中寇賊、以舟為家、從風便無着落之處、今比于旧日、賊輩十之八九減少焉、

朝鮮側の要請に答えて倭寇鎮圧に全力をつくし、ほとんど鎮静化した功績を了俊は誇っている。その中で問題となる表現が用いられている。この表現は簡潔にすぎ、はたしてある特定の海民を念頭においたものかどうか不明であるが、移動生活を送っていると表現しており、かつ、了俊の積極的な倭寇対策を考慮すれば、彼が具体的に海民の存在を知っていた可能性は高い。

次に、一四七二年の例を示す。この年、対馬島主宗貞国は特送使を派遣し、前年の対馬の使節に対する待遇のひどさを抗議した。引用文

は、その時の貞国が朝鮮政府に宛てた書状の一節である。

陋邦、本無土地之養、生民、無土宜之管、家資風俗、又無聊頼、而拙于活業、唯以舟船為屋宅、而營生活於其中、一去陋邦、而近者兩三年、遠者數十年而歸、或長往而不歸、以是雖云我民、不能制止之、

三浦の恒居倭人、対馬漁民はしばしば慶尚道・全羅道海域で事件をおこし、統制の責任者対馬島主は朝鮮政府から問責を受けてきた。これも、それに対する答弁のひとつである。したがって、責任を全うできないという貞国の弁解として引用文を読まなければならないが、それでもなお、ここで表現された海民の存在まで疑う必要はあるまい。舟を生活の中心として移動し、長期間、帰島しない海民がいたことを認めてもよいであろう。

次の例は、既に田中健夫氏が詳しく紹介されたものであるが、重要な内容を含んでおり、重複をいとわず示してみよう。⁽⁵⁾

一五〇年、三浦の乱によって大量の恒居倭人が対馬に逃げていった。その後、一部の者が薺浦に帰り、投降した。彼等は拘留され訊問を受けた。⁽⁶⁾ 引用文は、その中のひとり平時羅（平次郎カ）の供述である。

且加延助機倭之別、散処博多等島、常載妻子於船中、以作賊為事、面黑髮黃、言語服飾異於諸倭、能射、又善用劍、潛入水底鑿船、尤其

中世東アジア海域における海民と交流(高橋)

所長、本島島主、欲使加延助機先來作賊矣⁽⁷⁾

対馬島主が三浦の乱の復讐の準備をし、先兵として「加延助機」を送ろうとしていることを、平時羅は告白している。田中氏も指摘されているように、「加延助機」はガレンズク(カヨンジョクイ)と読み、海賊を音通させたものである。勿論、平時羅は誇張しており、海賊のすべてが引用文の海民であったわけではない。⁽⁸⁾

その海民について、「倭之別種」・「面黒髮黃」・「言語服飾異於諸倭」と表現されており、たぶんこれに基いて田中氏は、「朝鮮にとってはもとより倭人である平時羅にとっても唾棄すべき存在⁽⁹⁾」としてこの海民を位置づけられた。若干、断定にすぎた評価とも言えようが、この海民と後年の「家船」の人々が系譜的につながるものとするならば、確かにこれは彼等に対する差別の萌芽と考えることもできる。差別であったかどうかは別として、家族を舟に乗せて移動する海民がいたことは確かである。

さて、彼等に関する記述で特に注目されるのは、「潛入水底鑿船」という表現である。一四七四年の記事に、高麗末の倭寇の戦いかたを述べたものがあるが、そこでも「故常猝入我船下、用斧鑿穴船底⁽¹⁰⁾」とある。このことから、高麗末からの倭寇の中に、「以船為家」と表現される海民が多く含まれていたことが確認できる。

これまで「以船為家」に類する表現を手掛りにして、移動し特異な生活形態を営む海民について史料紹介を兼ねて検討してきた。この海

民の分布地域は対馬・杵岐・北九州で、ほぼ倭寇の根拠地と言われた地域と重なり、かつ、彼等が倭寇の構成員であったことも確かめられた。た。

次に、このような海民についての漁業史の研究との関連を検討してみよう。

羽原又吉氏は、日本文化における南方的要素の担い手として海民を指定され、それをさらに二種類に分けて論じられている。一方は潜水漁業をする謂ゆるアマ(海女・海士)で、他方を「家船」の人々とされた。前者の本拠は対馬・杵岐・北九州および豊後で、以後、西方に展開し、後者は南九州(隼人と同系とされる)および五島列島であるとされた。⁽¹¹⁾

また、中世の海民を広く検討された網野善彦氏は、松浦党の下人となっている海民について検討された。彼等は、売買・相統の対象となりながらも、公事を負担し(何らかの権利を保障されている)、かつ、「一類」およびその上位単位「一党」という共同組織をもつかなり自律的な人々で、舟を基礎とした生活を営なみ、潜水漁業も行なっていた。⁽¹²⁾

まず羽原氏の説を検討すると、「以船為家」と表現された海民は、分布地域からは前者に、生活形態からは後者に比定される。しかし、網野氏の検討された海民も、本稿で紹介した海民も文献史料からだけではどちらとも言えず、また、古代からアマと「家船」を分化した存在にとらえる羽原氏の説も先験的な仮説と評価すべきであり、現時点

では断定できない。むしろ、この点も含めて、羽原氏の先駆的な業績を批判・継承する個別研究を積み重ねていくことの必要性を痛感する。

網野氏の提示された海民と、「以船為家」と表現された海民の関連も敵密には明らかではないが、かなりの近似性は認められるのではないだろうか。とするならば、下人であり、かつ、自律性をもつ彼等と、ある時には領主に従って海賊を行ない、ある時には領主の統制も及ばない海域に家族を乗せて長期間出漁する「以船為家」と表現された海民を結びつけることができる。

以上、倭人を対象として、特異な生活形態を営なむ海民について検討してきた。

注

- (1) 『漢書』五行志・卷二十七中之上。なお、この海民は、後世、福建・広東地域に分布した海上生活者「蜑民」とならんらかの系譜的なつながりがあると思われるが、筆者の能力ではその点に触れることはできない。
- (2) 『太祖実録』卷八・四年七月辛丑。
- (3) 今川了俊の倭寇対策については、田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年)九五〜一〇四頁。
- (4) 『成宗実録』卷一九・三年六月庚午。
- (5) 『海乱鬼と加延助機』(『対外関係と文化交流』、思文閣、一九八二年)三六五頁。
- (6) 『中宗実録』券一二・五年八月辛丑・癸卯・甲辰。
- (7) 同前1末。
- (8) 『中宗実録』卷二四・十一年四月戊辰にも「加延助奇」の用例がある。ただし、これは海賊一般を示し、特定の海民を示したものではない。平時

羅の主張にもかかわらず、朝鮮側はそれを正しく認識していたのである。

(9) 注(5)。

(10) 「成宗実録」巻四七・五年九月癸亥。

(11) 羽原又吉『日本古代漁業経済史』(改造社、一九四九年)二六二―二七〇頁。

(12) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)二六〇―二六四頁、同「古代・中世・近世初期の漁撈と海産物の流通」(『塩業・漁業』講座・日本技術の社会史2、日本評論社、一九八五年)二五四―二五七頁。

(二) 水 賊

一四世紀後半に猖獗をきわめた倭寇も、成立まもない李氏朝鮮の倭寇懐柔策と南北朝動乱後の九州の政治的安定によって、十五世紀初頭には鎮静化し、さらに一四一九年の応永の外寇によってほほ息の根を止められた。これ以降、一五一〇年の三浦の乱までの約九〇年間、相対的には平和的通航の時代となる。それは、世宗朝以後の朝鮮が、対馬・壹岐・北九州を中心とする西日本地域からの渡航船に対するさまざまな通航規定を設け、それを朝鮮を中心とする外交秩序として体系化したこと、それを通航者達が基本的に受容したことによって成立した⁽¹⁾。

しかし、平和的通航の時代においても、小規模ながら倭寇は出現した。ただし、それはほとんど漁業にともなう現象で、前代の組織的な略奪を行なう形態とは異なっている。そして、このような散発的な倭

寇を構成した主体のかなりの部分は、前節で示した「以船為家」と表現された海民であったと思われる。

そこでまず、当時の倭人漁船に関する出漁規定を簡単に紹介しておく。まず第一に、三浦の恒居倭人に対するものがあった。それは出漁に際して朝鮮の船軍(선군、ソングン、水夫役を課せられた人⁽²⁾)の同乗を義務づけたものである。朝鮮水軍の監視下で、漁船は浦所附近、すなわち慶尚道海域の一部での操業を許可された。第二に、対馬の漁民に対するものがあった。それは、出漁に際してまず対馬島主発行の文引(문인, ムニン、また路引、노인, ノインとも言う)の所持が義務づけられた。それは巨済島の知世浦までの渡航許可証の役割をはたす。ついで、知世浦万戸(現地水軍の責任者)発行の文引を受け取り、全羅道の孤草島海域(場所不明)への出漁が許可される⁽³⁾。以上の規定によって、恒居倭人は慶尚道、対馬漁民は全羅道でそれぞれ漁業を営むようになった。

しかし、この規定はしばしば破られた。もっとも問題となったのは、出漁が許可されていない全羅道西南端の海域への越境であった。ここは海産資源の宝庫であり、朝鮮漁民も多数出漁する海域である。特に、十五世紀末、この海域での倭人漁船の海賊行為が頻発し、朝鮮政府は水軍の強化、対馬島主への抗議など、さまざまな対策を講じなければならなかった⁽⁴⁾。

しかし、全羅道・慶尚道海域でさまざまな事件が生じ、その対策に追われる過程で、朝鮮政府はさらにもうひとつの問題がそこにあった

ことを認識せざるをえなかった。

論全羅道觀察使李克均・兵馬節度使朴埴・水軍節度使閔孝幹曰、自張永奇被誅、盜賊、似可漸息、而今聞復熾、……且沿海郡県水賊肆行、……期盡捕獲、以除民害、

これは、近年(記事は一四七四年のもの)全羅道で盜賊・水賊が横行しており、その鎮圧を行政・陸軍・水軍の責任者に命じたことを内容としている。なお、文中の「張永奇」は、一四六九年末から翌年初頭にかけて、全羅・慶尚兩道の境界にある蟾津江流域で大略奪をした盜賊団の首領の名前である。この盜賊団は軍隊にも戦いを挑み、当時の官憲に強烈な印象を残した。⁽⁶⁾そのため、事件後も、しばしば彼の名前が盜賊・水賊の記事の中で引用されるようになった。

さて、ここで問題となるのは水賊である。これは、倭人による海賊行為、すなわち倭寇・倭賊と区別するために用いられた言葉で朝鮮人海賊を意味している。このような用例の初見がいつであるのか厳密に検討していないが、ほぼ引用文の時期に使われ始められたと思われる。それではこの言葉が用いられるようになった背景、言い換えれば、朝鮮政府が朝鮮人海賊を認識するようになった事件をいくつか提示してみよう。

一四六一年、対馬漁船一隻九名が規定に従って知世浦で文引を受け取り、孤草島に向かったが風に流され、さらに西方の島に着いた(た

ぶん許可された海域を越えていた)。そこで、朝鮮漁船十二隻から攻撃を受け、矢に当たった一名が死亡し、矢と投石で三名が負傷した。漁民は船内に残った矢を証拠品として知世浦万戸に訴え出た。⁽⁷⁾この事件の報告を受けた朝鮮政府は、全羅道海域の治安対策を検討するとともに、対馬漁民を都まで招いて慰めた。⁽⁸⁾全羅道海域ではさまざまな漁民が入り乱れて操業しており、倭人が朝鮮人を襲うという通常の形態を逆転させた事件はいつかはおこる可能性があった。それ以上に注目されるのは、次に示す記事である。

兵曹啓、全羅道民、多逃入海島者、請遣朝官刷還、……漚等啓、沿海之民、逃入諸島、或有釣魚・煮塩為業者、或有耕稼为生者、或有往来興販者、聞下推刷之令、則挈家深入無人之島、稍弛則還來、或有長往不返者、実非細故、宜速刷還、⁽⁹⁾

全羅道の人々が沿海の多島海域に逃げこんでおり、そのような人々を速やかに本貫に刷還してほしいという兵曹の啓からこの記事は始まっている。以降は、王の召集によって行なわれた議論の一部である。漚(沈漚)等は、「沿海の人々は多島海域に逃げ、漁業・塩業・農業・交易などを生業としている。彼等に帰還命令を発令すると、家族を率いて去り、さらに無人島に逃げこむ。命令が弛むと再び戻る。また、帰ってこない者もいる。」と述べ、事態の重大さを訴えた。

官僚が説明した人々の生業のうち、漁業・塩業に関しては、通常つ

ぎのような原則があった。漁業にたずさわる人であれば先述の船軍、塩業であれば塩干⁽¹⁰⁾(曾干、ヨマン)という役に編成される。しかし、先の引用文は、このような海民的な人々をそのように編成できず、そのことが治安上の問題となっていることを示している。朝鮮政府はこのような人々の存在を認識せざるをえなくなっていた。

一四六九年にも、全羅道で対馬漁船が朝鮮漁船に襲撃される事件が報告されているが、この多島海地域で、いつも倭人と朝鮮人が対立抗争していたわけではない。一四六三年の記事に、濟州島北方にある楸子島に碇泊していた倭船六隻四十九名を拿捕したという濟州安撫使の報告がある。彼等は、規定に従って知世浦万戸の文引を所持していたが、許可海域を越え、かつ、武器と朝鮮人衣服を所持していたため倭寇と疑われたのである。朝鮮政府は敬差官を濟州島に派遣して調査を命じた。その結果、倭寇でないことが判明し、食料・衣服が支給され帰還が許された⁽¹¹⁾。

すなわち、朝鮮人衣服は、長期間出漁していた彼等が、漁業のかたわら、朝鮮の人々と交易して獲得した可能性が強いのである。後で見られるように、水賊の行動形態は倭人との密接な交流を前提としなければ理解できず、これもそのことを示す微証であろう。

次に、攻撃の対象が倭人ではなく朝鮮人に向けられた例を紹介しよう。一四七二年、全羅・慶尚両道の行政・水軍の責任者に、沿海地域での海賊取り締りが充分でないことを責め、その勵行を命じた。次の引用文は、その中の海賊に関する具体例である。

中世東アジア海域における海民と交流(高橋)

又聞樂安將校金倍・順天居私奴裴永達・玉山朴長命等三十余人、作党乘四船持弓矢、或詐為倭人、或為濟州人、依泊諸島、劫掠探海人、又於辺邑、放火作賊⁽¹²⁾。

樂安(全羅道)の下級軍人、順天(全羅道)の私奴、玉山(慶尚道力)の平民等三十余人が、沿海地域でさまざまな海賊行為をしたことが記されている。水賊とは言っていないが、これはまさに水賊である。また、「或詐為倭人、或為濟州人」とあるのは注目される。これは、略奪を受ける側の人々の認識を逆用した姿勢と思われるが、そうとするならば、倭人だけでなく、濟州人も海賊として恐れられていたことを示している。この点については次節で検討するように十分な根拠があった。

さて、もうひとつ朝鮮の人々を襲撃した事件を紹介しておこう。

康津万徳寺僧惠休等十七人、乘船至順天内梁浦、有賊十余人、乘船、着青衣、作倭語、拔劍突入船中、擊殺惠休等二人、盡掠財物、向東南海洋去、其船頗類慶尚道舟艦矣⁽¹³⁾。

一四七三年、全羅道康津の万徳寺(万徳山)の僧惠休一行が、東に向かい全羅道順天の内梁浦に至った。そこで青い服を着て倭語を話す賊に襲撃され、惠休など二名が殺害され、略奪を受けた。ついで賊は、慶尚道の船に似た船で東南海上に去ったというのが事件の概略で

ある。

引用文の後略部分に、院相(王を補佐する重臣)達の意見が集約され、「順天・光陽等処、海賊假倭形、掠奪人財物、前日稍稍捕得、今又如此」と記し、同日条の全羅・慶尚兩道の行政・陸軍・水軍の責任者への命令の中にも「今聞順天府、有海賊、殺掠人、此非倭寇、恐我国人所為也」とあるように、朝鮮政府はこの事件を朝鮮人海賊によるものと判断した。

引用文によれば、賊は倭語を話し、青い服を着て、慶尚道の船を用いた。倭語については次節でも述べるが、これは倭人との交流を示すものに他ならない。船については何も加えることはない。問題は青い服である。

この点について参考となるふたつの記事をまず示してみよう。ひとつは一四〇六年の記事で、諸道の水陸軍士に「青色防衣」を支給することを定めたもの⁽¹⁵⁾、他方は一四九一年の記事で、江原道に「異服異言」の人が漂着し、後に釜山浦の恒居倭人であることが判明するが、その人が「着衣青班、与倭相似」と表現されたものである⁽¹⁶⁾。前者をとれば、倭人をよそおいながらも服で朝鮮人であることが判明したという意味になり、後者をとれば、倭人海民によく見られる服を着て偽装したという意味になる。賊が倭人をよそおった点を重視し、ここでは仮に後者の立場をとることにする。

以上、いくつかの具体例を示してきたが、このような事件が頻発することによって、朝鮮政府は朝鮮人海賊の存在を認識し、それを水賊

と名づけなければならなくなった。しかし、朝鮮政府は水賊の具体相をさらに認識しなければならなかったのである。

注

- (1) 拙稿「外交儀礼よりみた室町時代の日朝関係」(『史学雑誌』九一―八、一九八二年)。
- (2) 船軍の軍は、本来、軍隊とは関係なく、力役を課せられた人々を示す言葉である。例えば、陵軍は陵墓を守る人夫で、樵軍がきこりであるなど、用例は多数ある。
- (3) 中村榮孝「三浦における倭人の争乱」(『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年)六四四―六四七頁。
- (4) 同前、六五五―六五六頁。
- (5) 「成宗実録」巻四二・五年五月甲辰。
- (6) 一四六九年十月、全羅・慶尚兩道において盜賊の横行が報告され、ついで、その首領が張永奇(張永巳と記される場合もある)という名前であることも判明した。兩道の境界地域の道路封鎖、軍隊の捜策にもかかわらず、各地で略奪をし、時には軍隊と戦った。彼等の活動地域は嶺津江上流の智異山から河口までおよぶ広範囲にわたっていた。首領の張永奇が逮捕されたのは、翌年正月二十一日であった。関係記事は、「睿宗実録」巻八、元年十月癸酉から「成宗実録」巻四・元年三月癸卯まで多数見られる。
- (7) 「世祖実録」巻二五・七年七月丙寅。
- (8) 同前、七月丁卯、八月癸酉・丙子、九月丙午。
- (9) 前注、八月癸酉。
- (10) 塩干の干も、軍と同様に力役を課せられた人々を示す言葉で、他に烽火干(海賊の見張りをして烽をあげる人)などの例がある。
- (11) 「睿宗実録」巻四・元年三月丁酉・丙午。
- (12) 「世祖実録」巻三一・九年閏七月辛未・乙亥、十一月壬午。
- (13) 「成宗実録」巻一五・三年二月甲午。

- (14) 同前、卷三五・四年十月辛巳。
 (15) 「太宗実録」卷一二・六年閏七月辛未。
 (16) 「成宗実録」卷二五五・二十二年七月庚寅・甲午・乙未、同卷二五六・二十二年八月戊午。

(三) 豆禿也只・鮑作干・頭無岳

ここでは、前節で示した水賊の具体相について、朝鮮政府がさらに認識を深めていく過程を検討する。その具体相をひとこと言えは、濟州島出身の海民のことであった。本節の表題につけた三つの名前は、いずれも彼等を示す名称である。その名称についての説明も含め、彼等についての記事を、ほぼ順を追って紹介してみよう。

一四七七年八月、慶尚道の行政・陸軍・水軍の責任者に、沿海地域を移動する海民の本貫への刷還を命じた。その時、問題となった海民は以下のように説明されていた。

道内泗川・固城・晋州地面、濟州豆禿也只称名人、初将二三船出来、今転為三十二隻、依岸為廬、衣服混於倭人、言語非倭非漢、船体視倭、尤牢実而迅疾則過之、恒以釣魚採葎為業、郡县亦不能役、近処居民、皆以為掠我国人者、疑是此徒、

豆禿也只と自称する海民は、慶尚道南岸の全羅道よりの海域に現われ、しだいに増加してきた。彼等は海岸に仮住いをし、倭人の衣服を

中世東アジア海域における海民と交流(高橋)

着ている者もいる。言語は倭語でも漢語でもなく、船は倭船と比べてもお頑丈そうで、船足も速い。近辺の人々は、我等を襲っている者は皆この類の人だと言っている。ほぼこのような内容であった。

まず、豆禿也只という名称から問題にしよう。引用文、および後述の記事からこれが自称であることが判明する。また漢字が表意文字ではなく表音文字として用いられている。その場合、発音上の問題は最後の只で、読みはㄱ(キ、現在は用いられていない)とㄷ(チ)がある。ただし、当時の地名・人名などを吏読で表わした場合、管見の限りではㄱを用いており、ここではそれに従って、豆禿也只を¹豆²禿³야⁴기(トッドクヤギ)と読んでおく。

語義については推定にすぎないが、ふたつの解釈が成立すると思われる。第一に、古地名に由来するという見かたがありうる。蒙古語・朝鮮語・日本語の古語には、キ・シキなどの音で、何かで周囲を囲まれている地形を示す意味があった。この場合、最後の只がそれを示すものとして解釈するのである。第二に、何らかの人間集団に由来するという見かたがありうる。その場合、也只を前音からの音調によって変化したもので、本来の音を¹야기(アギ)と推定する。야기は子供の意味であるから、全体は豆禿の子という意味になる。豆禿については何もわからないうが、信仰の対象、もしくは共通の先祖など集団意識の象徴と考えられる²。現在のところ、これ以上の検討はできず、識者からの御教授を待つ。

次に、彼等の生活形態を検討してみよう。良い漁場を求めて各地から集まり、移動していることが判明するが、まず問題となるのは言語

である。わざわざ「非倭非漢」とことわっているのは慶尚道の人々にとっても彼等の言語が難解であったことを示している。これ以上の推論は砂上の楼閣であるが、あえて難解であった原因を推定すれば、現在でも言われる済州島方言の特異性によるものか、もしくは、第一節で紹介した加延助機の言語が特異であったことと同じく、彼等独自の語彙の豊富さによるものと考えられる。

衣服については、前節で紹介した例と逆の立場から倭人と朝鮮人の海民の交流を示すものである。それと同様に、沿海地域の人々が水賊〓済州人という認識をもっていたことも確認でき、これもまた明確に対応する。

豆禿也只の船については、ここでまとめて検討しておく。倭船と比べて頑丈でかつ速いということであったが、倭船がきわめて薄い板で造られていることは他の記事で確認できるので、頑丈さについては間違いあるまい。速さについては、それと相反する結果もでており、簡単に結論は出せないが、在来の漕船・兵船よりも速かったことは確かである。このような性能をもつ豆禿也只の船を朝鮮軍は注目するようになった。

倭船作賊、風順則懸帆、無風則搖櫓、全是舟楫輕快、利於行用故也、請於諸浦、依豆禿也只船体制、造輕船以備不虞、

これは、一四八九年、全羅道陸軍の責任者の啓の一節である。倭船

の速さに対抗するために、豆禿也只の船をモデルに小型船を造ることを要請したものである。朝鮮水軍には、大中小の猛船という兵船があり、攻撃・防禦ともに倭船よりも数段優れていた。しかし、船足が遅く、倭船を追尾できないという欠点があった。そのため、水軍は早くから唐船・琉球船・倭船などを研究してきたが、在来の漁民などが用いていた小型船にも機動力の点で注目した。「三板船」(삼판선、サムパンソン)、「鼻居刀船」(비거도선、ピゴトソン)などは、そのような経緯で水軍に編成されるようになった小型船である。引用文はそれと同じ論理からの提言であった。

さて、話を一四七七年の引用文に戻し、このような海民の存在を認識した朝鮮政府の対応を見てみよう。まず同年十月十五日、泗川の済州人二百余名に役を課することができず、近年の水賊が彼等によってなされた疑いがあるにもかかわらず、それを放置した済州島の行政官を責め、済州敬差官の派遣が決定された。翌日、済州島行政官の責任を問う文書が作製された。また、同日、兵曹から、問題の済州人の船を兵船として用いよという意見も既に出されている。同月二十五日、三浦の恒居倭人と済州島からの流移民がともに海防上の問題とされた。特に済州人については、一四六七年から定期的に晋州・泗川・固城(以上慶尚道)・興陽(全羅道)に来ていたこと、海民の採集する海産物が貴重であるため、現地の行政官が彼等を優遇していたことなどが判明し、海民の行動を統制するために路引(前節参照)を発給すべきことが主張された。翌十一月二日、済州敬差官が任命され、同二十一日

には、近年、豆禿也只と自称する濟州人数千人が、妻子を率いて船に乗り、慶尚・全羅兩道の沿海を移動していることについて、今まで濟州島行政官が何も報告しなかったことを責める文書を持って、濟州敬差官が派遣された。¹⁰⁾

朝鮮政府の対策にもかかわらず、この問題は解決できず、一四八二年になっても、濟州流移民が倭語を話し、倭服を着て海賊行為をしていることが問題となり、全羅・慶尚兩道の行政官に、その実情に関する報告を求めている。¹¹⁾ このような状況から、さらに鮑作干・鮑作人という名称の海民が登場してくる。

一四八五年四月、經筵(王に書を講義すること)終了後、ある官僚の次のような啓が問題となった。

前日歴觀沿海諸邑、鮑作干、結幕海辺、無定居、寄生船上、為人勇悍、其船輕疾無比、雖暴風虐浪、略無畏忌、倭賊遇之、反畏避而去、臣見其船中、有大石數十、臣問所用、答云、遇倭船、用此石投擊、則無不破碎、沿海諸邑封進海産珍品、皆鮑作人所採也、臣又聞、鮑作人往往却奪商船、掠殺人物、或為人所逐、則遺棄倭鞋而去、似若倭人、然此則鮑作干、亦且有害、請令沿海諸邑、隨其所在、曲加撫馭、上曰、鮑作人其居無定、其性凶悍、不可使之離心、宜加存恤、ここに登場する鮑作干・鮑作人という名称から説明しよう。それぞ

れ、포작한(ポジャクハン)・포작인(ポジャギン)と読み、干を除い

て漢字は表意文字として用いられておりアワビ取りの意である。干は前節の塩干と同様、本来は国家から役を課せられた人の名称である。現在、干は간(カン)としか読まないが、この意味で用いる場合は간(ハン)と発音されていた(偶然、鮑作干は結果的に同音となる)。ただし、鮑作干が国家から役を課された人なのかどうかについては明確ではないが、後で統制策が問題となるように、事実としては、国家は彼等を役に編成していなかった。

また、朝鮮の身分制度から干がどのような意味をもつかについて簡単に述べておく。干は、軍(군、クン)・尺(척、チョク)・丁(징、ジョン)と同様に、ほぼ「身長役賤」、すなわち、身分は良民で役が賤と表現された人々に用いられ、若干、差別的な語感があった。¹³⁾ 例えば一四一四年の記事に、忠清・全羅・慶尚道から都に税穀を回漕する人々の要望で、彼等の名称を水站干(수잡간、スチャマン)から水夫(수부、スブ)に変更したとある。¹⁴⁾ これは干のもつ差別的な語感を嫌ったためである。

次に、鮑作干の生活形態について検討してみよう。海岸に仮住いをして、船に乗って移動するなど、先の豆禿也只と同様であった。また、彼等は倭賊も逃げだすほど強く、船内に投石用の石を備えていた。前節、一四六二年、対馬の漁民が襲撃された事件で、矢だけでなく投石による攻撃も受けたことを紹介したが、そのことと対応する。さらに、襲撃した船から逃げる時、倭人の履物を置いていったとあるが、これは戦術の巧みさだけでなく、倭服・倭語とともに倭人との交流を

物語る事実である。

このような海民の存在を王は憂慮し、引用文末尾にあるように、彼等を優遇し、国家の統制のもとにおくことを命じた。しかし、豆禿也只と同様にあまり進行しなかったようである。その経過を簡単に追ってみよう。

実は、これより二年前、鮑作人を統制するため、彼等の濟州島への刷還を促し、かつ、出漁に際して略引の所持を義務づけ、船の登録もすることが決定されている。¹⁵⁾しかし、それはあまり実行できなかったようである。

一四八五年閏四月十一日、鮑作干のことが問題となった時、ある官僚は「此輩採海売買以生、或以供諸邑進上、守令以故不編戸為民」と述べ、海民の採集する海産物が貢納品となるため、彼等をあえて戸籍に編入しないという現地の行政官の態度を明らかにした。鮑作干の立場からすれば、行動の制約を受けないことを意味し、先の豆禿也只と同様の事情があったことが判明する。ついで同十九日、兵曹の啓に基いて、鮑作干の統制についてさまざまな意見が出された。その兵曹の啓を以下に示そう。

濟州出来鮑作人等、本無恒産、專以捉魚為業、扁舟載妻子、流寓海曲、所至之処、如有不愜、旋即逃散、雖去就無常、不得已沿海依止壳魚資生、固不可嚴法以治之、亦不可無法以馭之、當時現在諸邑者、照名置簿、考年歲容貌形標給牌、又烙印所持船隻、令所管万

戸、択定頭目檢挙、毋得任意出入、如欲往来他境者、給行状、且當時進上物膳、令觀察使從輕定數、使遂生業、若守令侵漁、使之逃散者、啓聞罷黜、鮑作人等、不畏法令、無形牌、無標船、無行状、境外任意出入者、所在万戸・守令、捕捉科罪、使之漸知法令、以安其業、¹⁷⁾

この啓は、家族を船に乗せて移動生活をし、問題が生じるとその地を離れる鮑作人に対し、本貫の濟州島ではなく、現に居住している地域の行政官・水軍に統制の責任を負わせることを要望したものである。具体的には、彼等の年令、身体上の特徴を記した名籍の作製、船の登録、および、各集団の頭目を定めることであった。また、行政官に義務づけられている海産物の貢納品定数の減額も要請した。これによって、行政官が海民に頼る比率を下げようと意図したのである。

この啓に対していくつかの意見があったが、基本的にはこれを承認し、王の裁下を得た。以上が鮑作干に対する統制策であるが、その実行は困難であった。一四八九年、全羅道などを巡視した官僚の啓によれば、沿海の人々が水賊に鮑作干に遭遇すると酒食でもてなし、被害を最小限にとどめようとし、かつ、行政官も貴重な海産物が供給されるため彼等を保護し、もし、行政官が彼等に圧迫を加えれば、すぐに他所に移るとある。¹⁸⁾鮑作干と沿海民、鮑作干と行政官の関係が以上のようにある限り、彼等を統制し、役に編成することは困難であった。また、鮑作干が行政官の私的な支配のもとにあったことは当然予想されるが、

それとても鮑作干の立場は強く、網野善彦氏が検討された、松浦党の下人となった海民以上に自律性の度合が高かったことは確かである。

鮑作干が、このような強い立場を保持しえた最大の理由は、アワビを採集することができたからであろう。アワビが貢納品に指定されている地域はかなりあったと思われるが、そのすべてが浅い所で採集できるとは限らない。特に、全羅道・慶尚道の多島海地域は潮流も激しく、かつ潜水しなければならなかった。そこに彼等の需要があったと思われるのである。

また、行政官がアワビの確保のために鮑作干を保護したのは、貢納品としてのアワビに特別な性格があったからである。一四七四年、アワビ採集のために倭人と朝鮮人の争いが頻発し、全羅道海域の防備が問題になったことがある。⁽¹⁹⁾ その記事によれば、「大鯨」を原料として「細引鯨」という製品を作り、それを貢納していた。ある官僚は、「大鯨」の採集が争いの原因であり、「細引鯨」の貢納定数の減額をすべきだと主張した。結果的には定数減を承認したのだが、最初、王は「細引鯨、乃薦新之物」と言ってそれを拒否した。ここで言う「薦新之物」とは神に捧げる初物のことであった。⁽²⁰⁾ 言うなれば、鮑作干の採集するアワビは王の権威とも結びついていたのである。

さて、これまで述べてきたことから、豆禿也只と鮑作干は同一なのかいなかという疑問が予想される。生活形態・朝鮮政府の対応など見る限りその違いを指摘することはできない。ただし、本稿で扱う史料の中でその点を明確にしたものではなく、今のところ、どちらとも言え

ないと答えざるをえない。

次に、表題の最後に掲げた「頭無岳」に関する史料を紹介しよう。一四八六年、慶尚道の行政責任者が沿海地域の防備について意見を述べた。⁽²¹⁾ そこで注目されるのは、「臣到昆明・泗川・固城、招集济州来居頭無岳男女、饋酒、諭以国令、且詳問水路」とあるように、慶尚道南岸の全羅道よりの地域にいる頭無岳を集め、酒を飲ませて沿海地域の水路について情報を集め、また「昆陽・晋州・泗川・固城、分置頭無岳等、皆能操舟逐浪、正如飛鳥、撫以安業、緩急可用」と、彼等を各地の水軍根拠地に分置し、危急の際に用いよとの提言もしていることである。ただし提言については、「頭無岳等、本以海釣生利、以船為家、無有定居、緩急不可用」という反対意見も出された。さてこの頭無岳とは何か。この点については次の一四九二年の記事によって明確になる。

沿海頭無岳甚多、济州漢拿山、或名頭無岳、故俗称济州人為頭無岳、或書頭禿也只、国家疑水賊、必此輩所為、故今方推刷、然此輩善操舟、若用之、以当倭賊、誠為有益。⁽²²⁾

これはある官僚の意見で、本来なら頭無岳のような存在は济州島に刷還すべきであるが、倭寇と戦わせるために、水軍として用いれば有益であろうという趣旨である。問題は引用文前半である。それによれば、頭無岳（두무악、トゥムアク）とは济州島の漢拿山（漢拏山と

も書く、한라산、ハルラサン)の別名で、それが転じて済州人のことを頭無岳と称するようになり、それはまた「頭秃也只」(豆と頭は同音)とも言うところある。すなわち、表題に掲げた三つの名称のうち、豆秃也只と頭無岳は同一の対象を示しており、前者は自称、後者は他称であった。そして鮑作干については不明ということになる。

これまで済州島の海民について述べてきたことを簡単にまとめてみよう。第一に、朝鮮政府は、水賊問題の発生により彼等の存在を認識していったこと、第二に、それにもかかわらず、現地の行政官と海民の関係にはかなりの歴史性が認められること、第三に、その関係は、海民のもつ強みであるアワビ採集の能力(潜水漁業)と移動性を前提としており、国家の役に編成することが困難であるばかりでなく、行政官が彼等を私的に支配しえた可能性も低いこと、第四に、済州島の海民を主要な構成員とする水賊は、倭語を語り、倭服を着るなど巧みな戦術を用いるため、攻撃を受けた側が、倭寇か水賊かを識別することとは困難であったと予想されること、第五に、同時にそれは済州島の海民と倭人との密接な交流を物語っていること、以上であった。

このような状況の中で、朝鮮政府が全羅・慶尚両道の海域に対していかなる対策を講じようとしたのかという点については今後の課題としたい。

注

(1) 「成宗実録」卷八三・八年八月己亥。

(2) 金沢庄三郎『日鮮同祖論』(刀江書院、一九二九年)第五章の二・五参照。

(3) 「成宗実録」卷三七・四年十二月壬午。

(4) 同卷二五二・二十二年四月丙辰の記事によれば、倭船・済州船・漕船をモデルにして新造船を造り、競わせたところ、速さは右の順であった。

(5) 同卷二三五・二十年十二月癸巳。

(6) 関連史料はいずれも「世宗実録」。卷六・元年十一月乙卯、同十二月辛未、卷一九・五年正月丁亥、卷二八・七年五月丁丑、卷六一・十五年閏八月甲寅、卷八一・二十年五月丙午。なお、三板船の構造を名称から推定すると、日本の周防大島のサンマイ、大三島のサンマイズクリと近似したのもと思われる(『改訂綜合日本民俗語彙』平凡社、一九五五年)参照。

(7) 「成宗実録」卷三七・四年十月己酉。

(8) 同庚戌。

(9) 同己未。

(10) 同卷八六・八年十一月乙丑・甲申。なお、この敬差官がいつ帰ったのかよくわからない。ただ、翌年四月、都にいたることが確認できるので、それ以前であったことは確かである。

(11) 同卷一四五・十三年閏八月戊寅。

(12) 同卷一七七・十六年四月癸亥。

(13) 朝鮮の身分制を総括的に扱った研究は、管見の限りまだない。したがって、本文で述べたことは私見にすぎず、今後の検討を必要としている。さらに私見を示せば、朝鮮の社会で賤民の代表とされる白丁(白丁、ペグチョン)——高麗時代の禾尺(斗尺、ホアチョク)が朝鮮初期に改称された人々——に対する強烈な差別は十六世紀以降のことと思われる。十五世紀においては、差別的な動きとそれを独自の生活形態ではわかせず白丁の力量が拮抗しており、その様相は後世とはかなり異なる。また政府も、彼等を良民と位置づける見解が主流であった。

(14) 「太宗実録」卷二八・十四年十一月丙辰。

- (15) 「成宗実録」卷一六一・十四年十二月乙丑。
 (16) 同卷一七八・十六年閏四月辛卯。
 (17) 同己亥。
 (18) 同卷二二六・二十年三月癸酉。
 (19) 同卷四七・五年九月癸亥。第一節注(10)と同じ。
 (20) 「細引鮫」はたぶん日本で言う熨斗鮫に相当するものと考えられる。日本と同じく神饌となっていることは注目されるが、この点に関する検討は今後の課題とする。

- (21) 「成宗実録」卷一九七・十七年十一月癸亥。
 (22) 同卷二六二・二十三年二月己酉。
 (23) 『新增東國輿地勝覽』三八・濟州の項に漢筆山を説明して「一云頭無岳、以峰峰皆平也」とあり、山頂の形状からこの別名が生まれたことがわかる。
 (24) その中でも、特に重要なのは以下の事件である。一四九〇年代になると濟州島と全羅道南岸を結ぶ海域、特に楸子島近辺で海賊行為が頻発した。この海賊に濟州貢船まで被害に遇い、朝鮮政府も対策に苦慮せざるをえなかった。にもかかわらず、その海賊が倭寇なのか水賊なのかという点すら明らかにならなかったのである。

(四) 全羅道・濟州島・北九州

これまで、「以船為家」に類する表現で一括される海民について検討してきた。彼等のような生活形態は、当時の社会においても、既に特異な存在と看做されていた。しかし、それはあくまでも歴史的な存在であり、発生・起源においても彼等の自然環境に対する主体的な適応が特異であったわけではない。それは人類が遅んだひとつの選択であり、その後の歴史が彼等の特異な存在にしたのである。

中世東アジア海域における海民と交流(高橋)

現時点では、彼等自身の歴史を具体的にたどることはできない。したがって、その集団の文化の何が変化し、何が保持されたのかというような設問は、将来のために留保せざるをえない。しかし、どの時代においても、東アジア海域の交流において、彼等のような存在が基層的な部分を担っていたという想定はたぶん許されるであろう。

この想定も実はまだ確認できない。しかし、いくつかの先行研究はそのことを暗示しているように思える。そこで、そのような研究に導かれながら、従来、あまり注目されることのなかった交流ルートを仮説的に提示してみたい。その仮説とは以下のごとくである。

日朝関係の長い歴史を通じて、対馬が重要な役割をはたしたことはよく知られている。その場合、本稿で述べたような海民の存在を暗黙の前提とし、かつ、慶尚道―対馬―北九州というルートが想定されている。とするならば、濟州島の海民の存在を前提として、全羅道―濟州島―北九州というルートも想定できるのではないだろうか。前者のルートが室町・江戸時代に公式ルートとして公認されたのに対して、後者にはそのようなことはなかった。しかし、先行研究を読む限り、その存在の可能性を検討する価値は充分にあると思われるのである。

昔、濟州島には耽羅という王朝があった。耽羅は、五世紀末、南進した百済に、ついで、七世紀後半、百済を滅ぼした新羅に服属した。しかし、王朝の形態は保たれ、統一新羅の時代になっても、日本の天智・天武・持統朝にしばしば使節を派遣した。この王朝は、高麗が耽羅郡を設置した十二世紀初頭まで存続したのである。⁽¹⁾この間耽羅の歴

史を通時的に記述することは史料的に困難であるが、それにしても、ひとつの島に成立した王朝が、このように長期にわたって存立したことが自体、驚異と言わざるをえない。

ところで、百済にせよ新羅にせよ、耽羅を服属させる前に、必ず現在の全羅南道を支配下に置いている。このことは、全羅道南岸と耽羅の深い交流が、それ以前からも存在していたことを意味しよう。また、それと同様に、天智・天武・持統朝への遣使に関して、耽羅と北九州の交流も想定されなければならない。また、この時の遣使には、次のような政治的事情も推定される。百済滅亡によって、耽羅は新羅を新たな盟主としなければならなかった。しかし、これまでの伝統によって、王朝内には親百済派、百済亡命人がかなりいたと思われる。それが、百済と親しかった日本への遣使の動きとなったのではないだろうか。⁽²⁾以下、このような想定が可能な研究成果を紹介しつつ時代をくだっていきこう。

九世紀前半、東アジア海域の交流の主役が新羅人であり、その中でも張宝高(保阜)という人が代表的な人物であったことはよく知られている。このことに関しては、既に今西龍氏の古典的労作があり、石上英一氏も、近年、今西氏の成果をふまえて、当時の交流から日本人の親新羅と反新羅というふたつの姿勢の並存を明示された。⁽³⁾この両氏の研究によって、もう一度、張宝高について検討してみよう。

張宝高は唐で軍人としての修練を積み、全羅道南岸の莞島を拠点に、楊子江下流から山東半島、遼東半島から北九州までの東アジア海

域を行動半径とし、各地から流れてきた数千人の部下を従えていた。彼はその力を背景に清海鎮大使に任命され、かつ、当時の王位継承にも影響を与える程の力を持った。

さて、彼が拠点とし、かつ、清海鎮の置かれた莞島は、地理的に見て済州島への玄関口のひとつであり、全羅道海域の交通の拠点のひとつでもあったと考えられる。また、彼が任命された清海鎮大使の職務は全羅道海域の安全であったと思われるが、それは同時に、当該海域の支配者であることを新羅から公認されたことも意味しよう。

このような立場にある彼が、敵対的であれ友好的であれ耽羅と政治的に無関係で、かつ、彼の配下に耽羅出身の者がいなかったとは考えられない。全羅道と北九州の交流が可能であったのは、そのことが前提となっていたのではないだろうか。

十三世紀後半、元の侵略に対し、高麗は三別抄の乱で答えた。その反元運動を素材にして、村井章介氏は元・高麗・日本の国際意識を比較検討されるとともに、いくつかの興味深い事実を明らかにされた。⁽⁴⁾本稿の立場から村井氏の成果を見ると、ふたつの点が注目される。ひとつは、三別抄が敗北までにたどったコースである。それは、江華島から朝鮮半島西岸を南下し、全羅道南端の珍島に抛り、ついで、済州島に至り、そこで敗北する。この事実自体、三別抄が海上勢力によって支持されていたことを示している。村井氏もまた、元・高麗軍が制海権を掌握するまで三別抄の鎮庄に苦勞したことを力説されており、その点を裏づけている。もうひとつは、従来、元の意を受けた高麗政

府が日本に送ったとされていた一二七一年の高麗牒状を、根本誠・石井正敏両氏の分析をふまえて、三別抄が救援を要請するために送ったものとして位置づけられたことである。これもまた、三別抄が海上勢力に頼っていたことを示している。そして、この使節の派遣は、三別抄が攻撃を受けて本拠を珍島から濟州島に移す時期と重なるのである。このような時期に、日本へ救援要請をするという発想自体、全羅道—濟州島—北九州の交流を前提としたものである。文永の役の元・高麗軍が慶尚道—對馬—北九州というコースをとったのと対照的であった。

一四世紀後半、朝鮮半島を主要な対象とする倭寇は全盛期を迎えていた。この時代、倭寇鎮圧によって名声を得た高麗の武將は何人もいるが、その中のひとり李成桂——後の初代朝鮮国王太祖——に関して、有名な倭寇鎮圧戦、南原山城の戦いの模様が『高麗史』などに記されている。田中健夫氏によって広く知られるようになったその戦いの概略は以下のごとくである。

一三八〇年、倭寇と高麗軍の戦いが、全羅道内陸部の各地であった。それは、慶尚道との境界になっている智異山から西方に光州まで延ばした線上（かなり幅をとる）にその戦線があった。南原山城の戦いもそのひとつである。

李成桂率いる高麗軍は、倭寇の強力な抵抗に難渋していた。敵方の大將は、白馬にまたがった強力無比の少年で、高麗軍は彼を恐れ阿只拔都と呼んでいた。李成桂は、最初、阿只拔都の勇猛を惜んで生け捕

ろうとしたが、部下がその危険性を説いたためあきらめ、結局、弓矢で射殺した。大將の死によって倭寇はくずれ、李成桂率いる高麗軍は勝利した。川の流れは数日間血に染まり、また、敵方の馬一六〇〇匹余りを捕獲した。倭寇の捕虜となっていた者からの情報によれば、阿只拔都は、はじめ島に住んでいて朝鮮半島に行くつもりはなかった。しかし、多くの者に心服され、かつ乞われたので朝鮮半島に来たということであった。

本稿の立場からこの戦いを見た場合、まず注目されるのは馬である。阿只拔都の白馬、捕獲した多量の馬、いずれも倭寇に騎馬隊がいたことを示している。李成桂の有能さを示すための誇張があったにせよ、倭寇に騎馬隊がいたという事実はたぶん動かさないだろう。五島列島・對馬をはじめ九州でも馬は供給できるが、騎馬隊を構成する程の多量の馬は、濟州島以外ではたぶん供給できなかったと思われる。周知のごとく、元が三別抄の乱を鎮圧した後、濟州島を直轄化し、かつ、牧場を設置して多量の馬を供給させている。このような制度は朝鮮になっても継続されており、当然、十四世紀後半の倭寇時代にも多量の馬が濟州島で飼育されていたと考えざるをえない。そして、阿只拔都自身が濟州島出身の可能性さえあるのである。

この事例から、濟州島—北九州の交流を示すものを見いだすことはできないが、もし、この倭寇の中から倭人的な要素が抽出できれば、彼等が濟州島・北九州の人々を構成要素としていたという見通しをたてることができる。

以上、先学の研究成果を素材にして、かなり思いきった解釈をしてきた。ところで、本稿が想定するルートの結節点となる済州島(耽羅)に関して、十五世紀中頃に完成した『高麗史』は、以下に示すような注目すべき開国神話を残した。

耽羅県、在全羅道南海中、其古記云、大初無人物、三神人從地簞出、其全山北麓有穴、曰毛眞是其地也、長曰良乙那、次曰高乙那、三曰夫乙那、三人遊獵荒僻、皮衣肉食、一日見紫泥封藏木函、浮至于東海浜、就而開之、函内又有石函、有一紅帶紫衣使者隨來、開石函、出現青衣处女三、及諸駒犢五穀、乃曰、我是日本国使也、吾王生此三女云、西海中岳、降神子三人、將欲開国、而無配匹、於是命臣、侍三女以來、爾宜作配、以成大業、使者忽乘雲而去、三人以年次分娶之、就泉甘土肥処、射矢卜地、良乙那所居、曰第一都、高乙那所居、曰第二都、夫乙那所居、曰第三都、始播五穀、且牧駒犢、日就富庶、

日本・朝鮮の神話を、関連地域の神話との比較研究によって分析、類型化された三品彰英氏によれば、「この神話のうち特に注意したい要素は、女が箱舟に入って五穀の種や駒犢とともに漂着したという点である。この神女の本国が日本であるというのは神話の二次的な変容で、恐らく原態は海の彼方の国、いわばワタツミの国ともいうべき類であったであろう。」と指摘し、南方海洋民族との関係をもっとも明確に示す箱舟漂流型の代表として位置づけられた。また、さらにこの

類型に属す神話を、慶尚南道・対馬・壹岐・九州からも示された。⁹⁾東アジア海域において、南方海洋民族との関係を示す神話類型が広く見いだされるという指摘は興味深い。

羽原又吉氏が、日本文化の南方的要素の担い手を、特にアマ型と「家船」型の海民に求めたことは第一節で述べたが、さらに氏は済州島と日本のアマを出自も生活基盤も同一の海民とも位置づけられた。¹⁰⁾三品氏の示された神話の担い手を羽原氏の言う海民とすることで両者の結論を一致させることができる。ただし、羽原氏は先の判断の根拠を明示されておらず、その当否についてはまだ検討の必要がある。

また、本稿第一節・第三節で示した海民の分布地域と三品氏の示した神話の分布地域は基本的には一致している。たぶんこれも偶然ではなく、彼等海民が、箱舟漂流型の神話をもたらした南方海洋民族の子孫と考えることもできる。

ただし、以上述べたことはいずれも推論にすぎず、神話と特定の海民を結びつけるためにはまだ多くの検討が必要である。むしろ神話について問題とするならば、三品氏が「二次的な変容」と言われた部分についてであろう。すなわち、箱舟の本国が、海の彼方の国やワタツミの国ではなく、なぜ日本に固定されたのかという点である。

このような設問に対して、一般的には済州島と北九州の交流の歴史的な堆積がこの「二次的な変容」をもたらしたのだと答えることが可能である。そして、これまで述べてきたさまざまな想定は、あるいはそれを裏づけるものかもしれない。

注

- (1) 李弘植『国史大事典』(知文閣、一九六三年)「済州島」の項、鈴木靖民『古代対外関係史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)二二〇頁。
- (2) 鈴木靖民前掲書二二〇頁に、耽羅の王権を過大視してはならないという主張が見られるが、朝鮮半島の王朝の直轄領となったのが高麗になってからという事実は、やはり、そこに王朝的な形態が長く維持されていたという状況証拠と言えるのではないだろうか。
- (3) 今西龍「慈覚大師入唐求法巡礼行記を讀みて」(『新羅史研究』近沢書店、一九三三年)、石上英一「古代国家と対外関係」(『講座日本歴史』2、東京大学出版会、一九八四年)。
- (4) 村井章介「高麗・三別抄の叛乱と蒙古襲来前夜の日本」上・下(『歴史評論』三八二・三八四、一九八二年)。
- (5) 『高麗史』卷一二六・辺安烈伝、『李朝実録』「太祖実録」卷一・辛禰六年。
- (6) 田中健夫「倭寇」(教育社歴史新書、一九八二年)三三二～三四頁、『週刊朝日百科』日本の歴史一五号(朝日新聞社、一九八六年)。
- (7) 金沢庄三郎『日鮮同祖論』(刀江書院、一九二九年)一一四～一一五頁によれば、阿其は朝鮮語で小児、拔都は蒙古語で勇敢無敵の意である。
- (8) 『高麗史』卷五七。
- (9) 三品彰英「神話と文化史」(三品彰英論文集第三卷、平凡社、一九七一年、なお初版は同書名で大八洲出版から一九四八年に出されている)三八二～四〇八頁。
- (10) 羽原又吉『日本古代漁業経済史』(改造社、一九四九年)三〇七～三〇九頁。

おわりに

第一節から第三節までは史料紹介を兼ねていたため、かなり史料に

中世東アジア海域における海民と交流(高橋)

忠実な内容となったのに対し、第四節は、先行研究を素材としながらも自身の解釈を強調しすぎたため、いくらか空想的になり、バランスの悪い構成となった。この点に関する弁解を述べて本稿の結びとする。

第一に、従来の倭寇研究に対する疑問があった。朝鮮半島を対象にした倭寇については禾尺・才人など被差別民(この見かた自体も、十六世紀以降に顕然化する差別意識を高麗時代までさかのぼらせた可能性がある)が倭人と内通したり、彼等自身が倭人を装って略奪したところなどが明らかにされているが、全体の印象としては倭人を主体としたものとなっている。ところが、第四節でも紹介したように、倭寇に関する記事を散見すると、そのすべてが誇張されているという前提にたない限り、倭寇と高麗軍の戦いは内乱もしくは戦争という形容がふさわしい様相を呈している。このことは、倭寇に朝鮮国内のかなり勢力、特に海上勢力が関与していることを暗示しているのではないだろうか。本稿では、その勢力の基層部分を担う要素として済州島の海民を指しようとしたのである。

第二に、第四節でも述べたように、日朝の交流ルートとして、対馬を結節点とする暗黙の前提に対する疑問があった。朝鮮政府などが「三島の倭寇」と言う場合、通常、対馬・壹岐・松浦をさしているが、その場合でも、対馬を媒介として壹岐・松浦を見ており、それに従った研究も多い。私見によれば、これは『李朝実録』、すなわち当時の朝鮮政府の見かたであった。ここから脱却するために、あえて全羅道

―濟州島―北九州というルートを想定したのである。

いずれにしても濟州島が問題となる。今後を展望すれば、本稿のよ
うな検討を重ねることによって、いずれは東アジア海域における濟州
島と対馬の役割、および両者の比較が可能となるのではないだろう
か。

(附記)

本稿を提出した後、古代の耽羅に関して森公章「古代耽羅の歴史と
日本」(『朝鮮学報』第一一八輯、一九八六年)という実証的な好論文
があることを知った。あわせて参照していただければ幸いである。